

『学校教育における部活動の意義と体罰の防止』

講師 上岡 学 (武蔵野大学教育学部教授)

司会：バドミントン選手権大会、最初のプログラムであります研修会を始めたいと思います。本日は、悪天候の中、最初のプログラムからご出席いただきまして、ありがとうございます。私、司会を務めます東京都教職員バドミントン連盟理事長の須田と申します。よろしく願いいたします。

最初にお断りですが、当初、この研修会には下村文部科学大臣にお願いしていましたが、非常にご多忙のため、急遽、講演者を変更させていただきました。そこで、今回は、近年、度々報道されているような体罰問題に関連して、特別活動を中心に知識豊富な上岡先生に講演をお願いすることに致しました。タイトルは、「学校教育における部活動の意義と体罰の防止」ということで、武蔵野大学教授の上岡学先生、お願いいたします。

上岡：ただいまご紹介にあずかりました武蔵野大学教育学部の上岡と申します。よろしく願いいたします。はじめに自己紹介をさせていただきたいと思います。私は小学校現場で21年教員をやっておりまして、そのあと、後進の育成を考え、大学において教育研究を行うとともに次代の教員を育成する教育をやっております。

私が勤務する武蔵野大学ですが、有明キャンパスと武蔵野キャンパスの2キャンパスあります。教育学部は武蔵野キャンパス（西東京市）にありまして、保育幼児教育専修と学校教育専修の2専修で構成されており、保育士資格・幼稚園教諭免許・小学校教諭免許・中学・高校教諭免許（国語、書道、英語、理科、保健体育）が取得可能です。

私の専門領域ですが、教育学と教育方法学です。教育学では、世界の教育課程や学校制度の研究をしております。それから教育方法学では、初等算数科指導と、本日のテーマに関連している特別活動という分野を研究しております。

1. 特別活動における部活動の位置

特別活動における部活動の位置づけですが歴史的な変遷があります。それは教育課程に位置づく全員参加型の課内クラブ（以下、課外クラブを「部活動」と表記し、課内クラブを「クラブ活動」と区別して表記）との関係です。昭和44年（1969）の中学校学習指導要領改定により初めて全員参加型のクラブ活動が誕生しました。しかし、それは同時に部活動との二重構造の始まりでもありました。一部の生徒のみではなく全員に実施するべきだという教育的理想により実施されたのですが、常に部活動との二重構造があり、現場からは部活動のみであるべきでクラブ活動廃止の声がありました。

平成元年（1989）クラブ活動が登場して20年目に新しい動きがありました。中学校学習指導要領にクラブ活動の項目を残したまま、「部活動の参加をもってクラブ活動の一部又は全部の履修に替えることができるようにした」という文言が加わったのです。これは実質的にクラブ活動廃止の方向であり、部活動のみで良いということです。まとめますとクラブ活動と部活動の二重構造であった期間は、1969～1989の20年間ということになります。そして平成元年の弾力的表記と弾力的実施運用を経て、平成10年（1998）中学校学習指導要領では、クラブ活動の項目が削除され現在に至ります。

しかし、同時に文部科学省としては、部活動の教育的意義は非常に大きいということで、2つの動きがありました。1つは、平成11年（1999）文部省（現文部科学省）が「みんなでつくる運

動部活動」という冊子を作成し、市販いたしました。これは前年に学習指導要領からクラブ活動が完全削除されたことに対応して部活動の指導にあたっての指導書を作成したということになります。もう1つの動きは、平成20年（2008）学習指導要領総則に部活動に関する記述を入れたということです。これは非常に大きな意味があります。教育課程には位置付けられないけれども、十分大きな意味があるということを文言で示したのです。

2. 部活動の意義

それでは、本日のテーマ「学校教育における部活動の意義と体罰の防止」に入りたいと思います。まず部活動の意義とはどういうものかということ、特に日本の教育における特質という点でお話したいと思います。まず、部活動というものは世界の中でも非常に特徴的な取り組みであるということを押さえておきたいと思います。

どこが特徴的かといえば、「日本全国どこの学校においても行われている」、「指導者のほとんどが教員である」という2点です。世界の平均的常識としては、学校とは切り離し地域の公共団体や私設団体が行っているという形が普通です。

そのような意味で日本の教育に溶け込んでいる部活動というものは、教育活動の一環として極めて重要かつ意義のある活動であるといえます。そのような重要な教育活動ですから、部活動における体罰防止は大きな課題であり、真剣に取り組む必要があります。

3. 指導者の育成

最近の部活動の中で、特に私が申し上げたいのは、「指導者の育成」です。これが、体罰の防止には一番必要なことです。指導者の育成は体罰に対する事前の対応であり原因療法といえます。一方で体罰が起こったときどうするかというのは事後の対応であり対症療法といえます。対症療法に関しては先生方が現場で即やらなければいけないことだと思います。

対症療法に関してはこれまで多くの現場での事例とそれをもとにした対応がされていますので、ここでは、割愛させていただきます。今回は、原因療法について詳しくお話したいと思います。

どうしたら体罰が部活動の中でなくなるかといえば、原因療法としての指導者の育成しかありません。指導者がきちんとしていれば体罰はなくなるし、そのきちんとした指導者を育成すれば体罰はなくなるということです。

4. TALISの結果から

まず初めに、最近、報道がありました TALIS (teaching and learning international survey) の結果から何がわかったかお示します。TALIS は世界の中学校の先生に対して、様々な調査を行いました。その中に学校ではどんな内容をどれぐらいの時間やっているかという調査内容がありました。日本にとって特徴的で面白い結果が出ました。

日本の中学校では、「教科教育」「生徒指導・保護者対応」「事務仕事」「部活動」の4つの内容についてすべてを行っています。しかし、世界を見渡したところで、これをすべてやっている国というのはまずありません。多くの国は、この1番目の「教科教育」だけです。しかも、日本の中学校教員は教科教育に割く時間は、世界とはあまり差がないということも明らかになりました。ということは、世界では、教科教育だけ日本と同じぐらいやっているから、就業時間は短いのです。ところが、日本は、就業時間を計ったところ、世界の大体平均の2倍から3倍なのです。

中でもこの部活動というのは、占める割合が非常に高いということが、この TALIS の調査結果でわかりました。この結果から日本の教育の特色として、部活動を非常に重視していて多くの時間を費やしているということが浮かび上がってきました。ある体罰調査では体罰の事例は校種別に見ると中学校が一番多く、小学校は少ない。そして、いつ起こるかという部活動中が一番

多いです。この結果からもわかる通り、部活動でどのように指導するかということが重要になってきます。また、体罰が行われた場所に関する問いに対して、運動場や体育館という回答が一番多い。これは部活動の中でも運動部と考えることが自然です。

ここで、『運動部活動の戦後と現在』（青弓社）という文献を紹介します。これは中澤篤史先生という方が書かれていて、もし部活動のことについて系統立てて知りたいという方にはおすすめいたします。

この文献によりますと、戦前は、次のようなパターンです。生徒の意思に任せ、教師と生徒の関係は希薄であった。つまり、ある意味、放任の部活動だったわけです。それが戦後、民主主義国家をつくるという考えの中で、この自由と自治を象徴するスポーツが高く価値付けられ、学校と教師が関わるようになった。つまり、日本では、これから民主主義になる。そのときに、部活動というのは、自由とか自治を育成するには大変良いというところから、戦後の部活動が始まったということが明らかにされています。

それでは国際状況はどうかというと、学校中心型、つまり、学校の中で部活動をやるというのは、アジア圏だけなのです。それに比べて、地域両方型というのが欧米です。そして、地域型というのが北欧です。

それからこれも非常に興味深いところですけども、日本とアメリカとイギリスを比較したところ、日本は、チャンピオンシップとレクリエーションとどちらの価値も含んだ一般生徒全てを対象とした教育活動です。一方、アメリカはチャンピオンシップを基本とした活動が多く、イギリスは、その反対に、レクリエーションを基本とした活動が多いのです。

私が最近調査研究を行っているフランスはレクリエーションが基本です。競技としてやる人は、学校外の別なところでやっているということです。ですから、日本のように、ある程度トップアスリートも育てたり、あるいは、全員にある程度のレベルまで行かせるという、システムを行っているところは世界ではありません。それだけ、逆に難しいということです。

5. 部活動の変遷

日本の部活動の変遷についてお話しします。

1960年代は、スポーツ、まずオリンピックに向けた選手育成中心主義の批判から、全校スポーツ活動の大衆化ということが言われました。これがいわゆる課内クラブの成立にもつながってくるわけです。それまでは部活動だけだったのですが、課内クラブとして位置づけ全員に経験させようという方向に進みました。

ところが、1970年代になりますと、今度は教師の負担であったり、あと、教師への労働条件の問題ということが出てきて、社会体育への移行という方向に行きそうでした。できるだけ社会に帰そう、地域に帰そうということでしたが、これも、トーンが変化しました。

その理由は、1980年代の校内暴力です。校内暴力が顕在化したときに、非行防止、それから生徒指導の一環として位置付けられるということになりました。つまり、これまでの純粋な活動そのものに加えて生活指導的な価値が意味づけされ、重視されるようになったのです。これは現在でも多く支持されている考え方です。

学校における部活動は、競技をやらせているだけではなくて、生活指導的な意味合いも含まれているということです。この点については、議論があります。つまり、部活動はその内容のみでいいのではないかという考え方と生活指導も入っていていいという考え方です。しかし、現状としては、学校における部活動というのは、生活指導の面が含まれています。そして、それはここから始まったということです。

そして、1980年代後半には、生涯スポーツという観点から論じられるようになりました。地域における生涯スポーツという視点から学校時のみではなく、そのあとも地域でスポーツが続けら

れるようにという考えです。その生涯スポーツの考え方を学校スポーツの考え方と融合させて、教員のみでなく地域参加型の部活動という方向に進みました。これはもちろん、教員が中心ですが、一部地域の人であるとか、あるいは、コーチのような人に来てもらって、一部負担をしてもらうということです。教師の負担も減らし、地域との連携も図れ、開かれた運動部活動というような意味合いも可能となったということです。この形は現在も続いています。

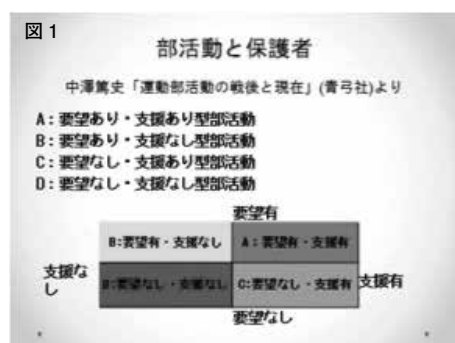
6. 現代の部活動と保護者と顧問

先ほどの中澤先生の分析ですが、部活動と保護者と顧問について、「現代の部活動と保護者と顧問」というところで分析されています。

そこでまず1つ目に部活動と保護者の関係をお話します。そこでキーワードとなるのが新自由主義という考え方です。新自由主義は経済学の考え方で、できるだけ国が関与せずに、国が関与する部分はできるだけ小さくしようというような発想です。その発想で部活動を考えると学校はできるだけ関与せず保護者が関与するということです。

新自由主義というのは、できるだけ公的なものはスリム化するというところから、保護者が消費者としての意識が強くなるというところがあります。その点で、「要望」という軸があります。それからもう一つは、保護者にとって、参加民主主義的な発想ということで、「一緒につくっていきましょう」という「支援」の軸があります。

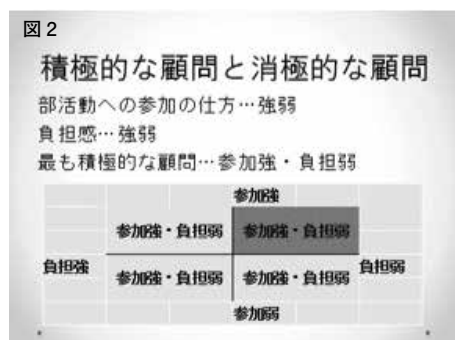
そして、この2つの要望と支援という軸で考えますと、現代の部活動と保護者との関係は、A、B、C、Dというタイプに分かれます。(図1)



A型は、要求するけれども、いろんなことを手伝ってくれる(支援してくれる)という部活動のタイプです。B型は、要求するけれども、支援してくれない部活動のタイプです。C型は、要求しないけれども、支援をしてくれる部活動のタイプです。D型は、要求もしないけれども、支援もしないという部活動のタイプです。

この中で理想型はA型です。要求もするけれども、手伝ってもらえる、これが一番いい形で、要するに、その部活動がどうやったら良くなるかということ、あるいは、こうしてほしいというような、もちろん、むちゃな要求だったら別ですけども、きちんと部活動を見てくれています。そして、その上で、「それでは、手伝えることだったら、こういうことをしますよ」というような、このA型というのがやはり保護者との関係ではいい関係になってくるというようなことがあります。ですから、例えば、保護者に話をするときでも、「部活動をやっていく上に、ぜひ支援のほうもよろしく願います」ということで、教員のほうは働き掛けるということが重要になってくると思います。

2つ目に、顧問の話をいたします。これは私の調査研究をもとにお話しいたします。大学生へのアンケート調査の結果ですが、先生が部活動に参加しているかどうかということが部活動への評価という点で非常に大きい要素なのです。



一方で、先生の方からすると、この負担感の強弱、つまり、たくさん出ている先生が必ずしも負担感が高いわけではないのです。たくさん部活動に出ているけれども、全然負担に感じない先生もいれば、全然出ているのに負担を感じている先生もいるということです。そういう意味では、最も積極的な顧問というのは、たくさん参加しているのに全然負担に感じないという顧問です。例えば、自分はバドミントンが好きだから、部活動に出ているけども全く負担を感じ

ないというタイプです。これも4つの軸で考えると、ここが一番教師にとっても幸せな顧問の型です。(図2)

文部省(発行時の名称)から発行されている『みんなでつくる運動部活動』の中で、練習時間と休息時間に関する提案をしています。文部省が平均的な部活動を想定して考えたものですから、もちろん、トップアスリートの部活動ではありません。一般的な全国の平均的な数値で出しています。これによりますと、練習時間は、平日は2~3時間程度、土日でも3~4時間程度と考えています。それから休養日については、中学校だったら週2日以上、高校だったら週1日以上と考え、長期休業中(夏休みや春休み)は、もう少しまとまった休養日も必要だろうと考えています。これは机上の空論であって、実際は異なるということは一方ではありますが、しかし、一方であるべき姿の平均像として傾聴に値するとも考えられます。現場で自信がおありの先生は、自分のやり方が絶対だと思ってしまう危うさに対して、一度クールダウンするための数値と考えていいのではないかと思います。

7. 部活動と子どもの自主性

次に「部活動と子どもの自主性」についてお話ししたいと思います。

まず1つ目、生徒の自由放任では自主性は育たないということです。どのような人間に育てほしいかというビジョンを指導者は明確に持ち、成長を見極めて、自由度を上げる。そのような指導の中で一つの目標として自主性を育てるという教育理念を忘れない。このようなことを意識しておくことは非常に重要になってきます。このことは大学生の意識調査においても一致する結果がたくさん出ています。

2つ目ですが、レジリエンスを育てるということです。レジリエンスという言葉は、30年ぐらい前から教育において使われている言葉です。これは「逆境力」という意味ですが、レジリエンスを育てるということが非常に重要です。

逆境力とは、別な言い方では乗り越える力ですが、逆境力を育てるには、5つの大切な要素があるとわれています。

- (1)「感情のコントロールを育てる」
- (2)「自尊感情を育てる」
- (3)「自己効力感を育てる」
- (4)「楽観性を育てる」
- (5)「人間関係を育てる」

8. 部活動の指導者に関する調査結果

(1) 良い指導者の条件

続きまして、部活動の指導者ということで、これは私が最近行った調査研究です。公立中学校部活動顧問の条件ということで、教職課程の大学生の52人に対する調査研究です。良い顧問の条件、それから悪い顧問の条件ということで、「どのようなものがありますか?」ということを経験に対する回答分析です。

1番目に多い回答は、「生徒理解ができている指導者」です。要するに、生徒理解をきちんとできている先生が良い指導者だということで、44%の学生が記述しています。技術的なことに対する内容ではありませんでした。

2番目は、「自主的活動を重視している指導者」です。これは難しいですね。例えば、顧問として強くしようと考えるとき、「自主的活動なんて駄目だ」、「こちらが言ったことをどんどんやらなければ強くなれないよ」ということを先生方は言われると思いますし、それは一部、そうだと思います。それは、否定はできない。強くするためには、教員が知っていることを指導してい

くというのはあると思います。それは現実です。

しかし、根源的、本質的なところを考えると、部活動とは何か、何を育てるのか、教育とは何か、教育は何を育てるのかという問いになります。すると、この自主的活動を育てるということ、自分がこうしたい、こうなりたいというものを育てることとはやはり大事なことなのです。

ですから、もちろん、強くするために「言われるままにしろ」ということも大事なのですが、根源的なところでは、やはりその子がやりたい、あるいは強くなりたいというふうにさせなければいけないし、そこからでしか部活動の意義がないのではないかなということも考えなければいけないということがわかります。

3番目は、「生活指導を行う指導者」です。これは本当に日本的ですよ。本来ならば、競技だけ教えてくれればよいというふうになるような気がしますが、実は、大学生も、生活指導を部活動で行ってほしいということを考えています。そういう意味では、日本的な部活動というものが浸透しているし、これは意味があると考えます。

最後に、4番目、5番目、6番目ですが、「現場に指導に来る指導者」、「公平な指導者」、「けじめがある指導者」です。

(2) 悪い指導者の条件

部活動の悪い指導者の条件で一番多かったのが、「現場に指導に来ない指導者」です。ここにいらっしゃる先生方は、そういうことはないと思いますけれども、これが30%ぐらいの学生が回答しています。

2番目は、「教師中心が強過ぎる指導者」です。最近の学生ですから、肯定的にとらえれば主体性や自主性が育っているといえます。だから、自分がこうなりたい、こうしたいというものをくんでくれるかどうかということです。教師の側では、強くするために主体性や子どもの気持ちよりも、「こうすれば強くなるんだよ」というふうに指導していたとしても、このような回答が出るところに指導の難しさがあります。

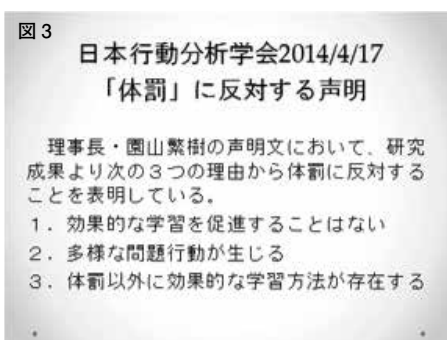
3番目は、2と対立することですけれども、「放任の指導者」です。しかし、このことは重要なことだと考えます。

これらのことを考え合わせたとき、どのような指導者を目指すべきか、すごく難しいと思います。あるときには、強くするために言うことを聞かせなければいけないけれども、その中で自主性を育てていかなければいけない、このバランスがすごく難しいですが、そのバランスを常に考え、保つ指導者でなければいけないのではないかと思います。

あと、悪い指導者の4番目、5番目、6番目ですが、「生徒とのかかわりのない指導者」、「体罰を行う指導者」、「公平でない指導者」です。このようなことが明らかになった結果です。

次に体罰と指導者に関する研究を幾つか紹介したいと思います。

9. 日本行動分析学会の研究



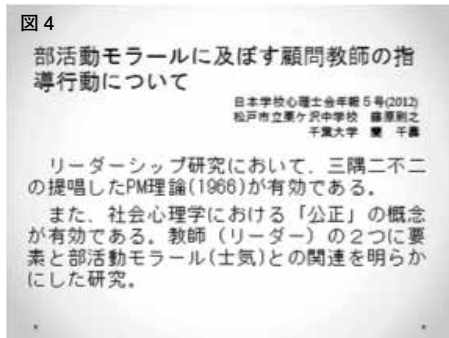
まず1つ目ですけれども、日本行動分析学会が2014年4月に出した体罰に反対する声明です。これは分析的な研究成果であり、様々な数値から客観的に導いています。そして、その結果から、体罰に反対する理由を3つあげています。

1つ目は、「体罰によって効果的な学習を促進することはない」ということです。2つ目は、「体罰を行うことによって、多様な問題行動が生じる」ということです。3つ目は、「体罰以外に効果的な学習方法が存在する」ということです。(図3)

10. PM 理論の研究

2つ目ですけど、藤原則之先生と蘭千尋先生が、「部活動のモラルに及ぼす顧問教師の指導行動について」という研究を2012年にされています。(図4.5)

リーダーシップ研究、グループダイナミクス研究の第1人者である三隅二不二先生という方が50年以上前に考案されたPM理論について、蘭先生は研究されています。この研究の中では、特に公正の概念というのが有効であるといわれています。



PMというのは、Pのほうパフォーマンスで、Mのほうメンテナンスということで、PもMも強い指導者、それからPが強くてMが弱い指導者、Pが弱くてMが強い指導者PもMも弱い指導者というような分け方です。端的に言ってしまうと、このパフォーマンスは積極的に強く出るほうです。それからメンテナンスの方はどちらかというと受動的であり、場をきちんと維持するという2つの要素です。



研究結果ですが、PもMも弱い教師よりも強い教師のほう部活動成功群には多かったです。これは当然です。でも、もう一つ面白い結果が出されました。それは、PよりもMのほうに有意差が出現したということです。つまり、集団維持機能、例えば、部活動をうまく後ろで支えるようなMが強いか、弱いかということが部活動の成功に影響しているということです。つまり、それは集団維持機能がしっかりしている先生の下では部活動が成功しているということに有意差があらわれました。P機能ではなくて、M機能が

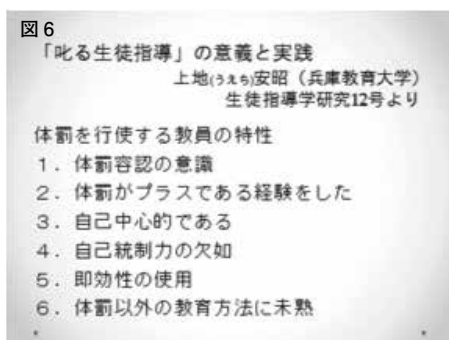
左右するという結果です。

また、部活動における公正については、2つの視点があるということです。一つは「結果の公正」で、もう一つは「手続きの公正」です。

結果の公正というのは、報酬であったり、あるいは、下された結果のことのことです。手続きの公正というのは、途中経過を公正にするということです。公正には、この2つの軸があるということです。

PM傾向と公正感に関して、生徒の「満足感」との関係を出したところ、やはりここでも先ほどと同じような結果となり、M機能というのが非常に大きく影響しているということです。また、分配的公正感(途中経過)が非常に重要であったというようなことが、この部活動に対する満足感というところでは非常に重要であるということが明らかになりました。

次に「意欲」との関係です。意欲に対しては、P機能が大きく影響したという結果でした。先ほどの満足に対してはM機能でした。意欲に対しては、P機能のほうで、つまり、やる気がある生徒には積極的に行ったほうが良いということです。また、そして、こちらは手続きの公正感(結果)が影響したということです。



11. 「叱る生徒指導の意義と実践」に関する研究

3つ目の研究ですが、上地安昭先生が「叱る生徒指導の意義と実践」という研究の中で、叱る指導、叱る生徒指導ということで、叱ることも大切だということを言っています。

(図6.7)

ただし、叱り方も大事なことがあるということで、大切なこととして「短い時間で叱る」ということです。ここで取り上げられていることが「3分間叱責法」です。叱責時間を3

図7

「叱る生徒指導」の意義

1. 叱ってほしい子どもの心理に応える
2. 子どもへの関心と愛情の証
3. 規範意識を高める
4. 畏敬の念を育て

図8

「叱る生徒指導」の具体的提案

「3分間叱責法」ポイント

1. 短時間(3分以内)を心がける
 2. 問題場面で直接
 3. 理由を明確に相手に具体的に
 4. 事実に基づき明確な言葉で冷静に
 5. あなたメッセージでなく私メッセージで
 6. 子どもの内面を理解し、フォローする
- ※(上岡)相手の言い分を聞く(教師の誤解もある)

図9

なぜ3分間叱責法なのか？

体罰はいけない…自明

叱責は…一般的に良いとされる。

しかし、いけない場合がある。

いけない叱責とは

1. 叱責方法…言い分を聞かず一方的
1. 叱責内容…人格全体に及ぶ
2. 叱責時間…必要以上の長時間

図10

中学校教師の苦悩と生徒指導

吉田順(生徒指導ネットワーク)
生徒指導学研究12号より

「体罰」批判への違和感と「体罰」のない生徒指導

吉田氏の違和感とは…

部活などでの体罰と授業中での体罰とは異なる。部活動では権力のある教師による一方的体罰であるが授業中の体罰は生徒の問題行動抑制のための体罰である。

図11

しかし、それでも、体罰は許されないことは事実である。

ではどうとらえるかといえば、授業に関する体罰の実態をとらえ、解決策を模索することで「体罰のない生徒指導」を考えることである。

(苦悩1)人としての尊厳も冒された

(苦悩2)いつ荒れるかもしれない

(苦悩3)60分の説教よりも一発のビンタ

分以内に収めるという方法です。実際に3分で収まるかは別にして、意識することは大切だと思います。(図8)

叱責方法でやってはいけないことに「言い分を聞かず、一方的に叱責」「人格全体に及ぶような叱責」「叱責時間を無視する」です。この中で比較的行われているのが「叱責時間を無視する」です。叱ることはきちんと説明して合理的に叱っていればいいのだという

ところで、時間が無視されることがあるということです。合理的であれば、長時間が長くても良いと考えるからです。しかし、叱責内容と叱責時間との関係を考えない場合、体罰ととらえられるケースも出てくると考えられます。きちんと合理的な時間で叱らなければいけないということです。(図9)

(4)「壁」をつくる

4つ目の研究ですが、体罰を起こさない指導にとって、「壁が必要である」という内容です。吉田順先生が考えた体罰のない指導ということで、「壁」という強制力による指導ということで、壁があれば、体罰は必要ないということを言っています。壁には5つあると言っているので、ここは重要なので、この5つの壁の話をしたと思います。(図10,11,12)

まず、教師の壁というのが1つ目の壁

です。教師集団が一致して壁をつくり、毅然とした対応を取る。組織で動くということが重要だということです。個で対応するのではなくて、組織として集団で一致団結して、教師の壁を作り、それにしたがって指導、教育をするということです。

2つ目の壁は生徒の壁です。これは健全な生徒集団の育成により生徒の間でのルールや常識をつくるということです。

3つ目の壁は親の壁です。学校と一体となるよう協力、支援が可能なように整備するとともに親の壁をつくるということです。

4つ目の壁が世論の壁です。地域の教育力です。

5つ目の壁は、最後の手段として法の壁です。これは最終手段としてあるものでできるだけここにならないようにしなければいけません。しかし、例えば、被害者が出るなどの場合、これはもうエマージェンシーですから、危険な状態であり、法の介入をためらってははいけません。ここで躊躇するために手遅れになることがある。矛盾するようですが、できるだけ使わないようにする姿勢と緊急かつ危険な場合は迅速に対応するということが両立させなければいけません。

まず、

ですから、5まで行く前に、1、2、3、4のところで、私たちは子どもたちを体罰なしで育てなければいけないということです。これは、先ほどの大学生の調査にも出ていたように、やはり生徒を知ることというのが非常に重要になってきます。それからもう一つは、乱れの原因に取り組

図 12

これらの事例は特殊ではない。それではこれらの解決策は、体罰しかないのか？
 親にも体罰を支持する人がいる。なぜか？
 思春期の中学生には「強制力」が必要であることを実感しているから、その強制力は体罰しか思い浮かばない場合、支持することになる。つまり、他の強制力が存在すれば、体罰は避けられるのである。その強制力は、「壁」である。

図 13

吉田氏が考える「体罰」のない指導
 Ⅱ
 「壁」という強制力による指導(教育)

「壁」があれば、「体罰」は必要ない。
 「壁」は、5つある。
 「壁」のない学校は無法化する。
 「壁」の中では安心して生活できる。
 「壁」は「防壁」となり「障壁」となる。

図 14

6つの壁
 1. 教師の壁
 教師集団が一致して毅然とした対応。(重要)
 2. 生徒の壁
 健全な生徒集団をつくる。
 3. 親の壁
 学校と一体となるよう協力を得る。
 4. 世論の壁
 地域の教育力を頼る。
 5. 法律の壁 (現実論として必要)
 最後の手段。被害者が出るなどの場合。

図 15

体罰をなくす方法

対症療法…緊急性・即効性・直接性
 現場に数多くの事例があり継承されている

原因療法…平常性・遅効性・間接性
 緊急性が少ない分、体系化が難しい

図 16

体罰を行う教師に対する取り組み

1. 組織で対応すること
 組織において研修を行い、組織としての確認とルールを厳正化する。
 2. ルールに則った対応をする
 教員集団は個対個では言いにくい集団である。ルールによる組織対応により上司から注意等実行する。

むことということです。これはまさに生徒指導ということになってきます。(図 13,14)

まとめとなりますが、やはり体罰をなくす方法としては、対症療法と原因療法というのがありますけども、先生方にはぜひ原因療法を日頃から考えてほしいと思います。指導者の質向上のための組織的な改善、これが非常に重要な原因療法です。ですから、学校を挙げて、あるいは、組織として体罰はいけないということや、どういう指導者がいいのかというようなことを考えていかなければいけないということです。繰り返しになりますけども、組織で対応するということが非常に重要になってきます。それから、組織でルールを作ったら、ルールに則った対応をするということで、これも繰り返しになりますが、日本の集団というのは、個対個で非常に言いにくいという性質があります。隣の方が体罰をしても見てみぬふりをしたり、自分の集団をかばうという性質が特に日本社会には強くあります。ですから、我々はその性質を克服するためにルールによる組織改良を行い、ルールに則り上司から注意等を実行するというような実行力を持つことが大事になってきます。

そして組織としての対応と同時に大切なことが、個としての指導者として体罰を防ぐための指導方法の確立です。これは個の努力です。個が努力しなければいけないのは指導方法の確立です。(図 15,16,17,18)

ご清聴ありがとうございました。(拍手)

司会：上岡先生、どうもありがとうございました。せっかくですので、次のプログラムまであと 30 分ありますから、10 分程度、もし質問とかご意見とかありましたら、あるいは、討論でもいいと思うのですけれども、現場の先生方が多くお集まりになって、学校教育法で体罰は禁止されていますから、体罰がいい、悪いという議論は必要ないと思いますけれども、何かご意見やご質問。

では、せっかくですので、1つ、私のほうから。日本の教員は非常に労働時間が長いという、最初のところにあったと思うのですけれども、労働時間が短い外国の先生と日本の先生と、給与というのは同じなんですか。

上岡：国によって随分違います。ただ、世界の中で言うと、日本の教員の給与は高いです。それと比例して、日本の教員は地位も高いです。社会的な地位が高いので、社会的な認知といえますか、高さというのは、世界的に見てはかなり高いと思います。日本は、全国津々浦々、これだけ平均的に高い地位を保っている国というのは少ないです。